

第3回 総務文教委員会記録

1 日 時 平成30年6月14日(木) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 宮 澤 一 照

副 委 員 長 阿 部 幸 夫

委 員 横 尾 祐 子

委 員 佐 藤 栄 一

” 村 越 洋 一

” 霜 鳥 榮 之

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 植 木 茂

7 説明員 7名

市 長 入 村 明

総 務 課 長 久保田 哲 夫

財 務 課 長 平 井 智 子

市 民 税 務 課 長 小 嶋 和 善

教 育 長 小 林 啓 一

こども教育課長 平 出 武

妙高高原支所長 小 林 孝 幸

8 事務局員 3名

局 長 岩 澤 正 明

係 長 堀 川 誠

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第58号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について

議案第59号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

議案第60号 妙高市妙高高原メッセ条例議定について

議案第61号 妙高市支所設置条例の一部を改正する条例議定について

議案第62号 妙高市庁舎会議室等使用条例の一部を改正する条例議定について

議案第67号 指定管理者の指定について(水上コミュニティセンター)

議案第70号 工事請負契約の締結について(防災行政無線等(同報系)デジタル化工事)

陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

10 所管事務調査

霜鳥榮之委員

1 市民活動支援センターと地域支援員(地域サポート人)の活動連携について

1) これまでの市民活動支援センターの活動目的についてどのようなか

2) 地域サポート人の活動目的と内容についてどのようなか

3) 連携活動について目的とその形態はどのような

11 閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（宮澤一照） ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第58号から62号の条例改正5件、議案第67号の指定管理者関係が1件、議案第70号の事件議決1件の合計7件であります。

議案第58号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 最初に、議案第58号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいま議題となりました議案第58号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正が本年4月1日に施行されたことに伴い、市税条例等について所要の改正を行うものであります。

それでは、議案第58号参考新潟県妙高市市税条例等の一部改正の概要をごらんください。改正の主なものについて御説明申し上げます。

1番目の個人住民税、個人所得課税の見直しにつきましては、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しするために、所得税と同様に給与所得控除や公的年金等控除を見直し、控除額の一部を基礎控除に振りかえるものであります。

1点目につきましては、給与所得控除、公的年金等控除の各控除額を10万円引き下げ、同額を基礎控除額10万円の引き上げに充てるものであります。

2点目につきましては、基礎控除の適用要件を見直し、基礎控除額を低減、消失する仕組みを導入し、所得の再配分機能を回復するために、合計所得2400万円を超える高額所得者から段階的に基礎控除額を低減させ、2500万円を超えた段階で消失する仕組みを設けるものであります。

3点目につきましては、給与所得控除の上限額が適用される給与収入額を1000万円から850万円に引き下げるとともに、給与所得控除の上限額を220万円から195万円に引き下げ、引き下げに当たりましては、子育てや介護を行っている方に新たな負担が生じないよう措置するものであります。

4点目につきましては、公的年金等控除の適用要件について、公的年金等の収入額が1000万円を超える場合は、控除額の上限が195万5000円になるとともに、公的年金等収入以外の所得が1000万円、2000万円を超える場合、それぞれ公的年金等控除額の一定額を引き下げるものであります。

2番目の市たばこ税につきましては、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加や国・地方の厳しい財政事情を踏まえ、たばこ税の税率を引き上げるとともに、紙巻きたばこの税率格差を解消するために、新たに加熱式たばこの課税区分を設け、本年10月から段階的に税率の見直しを行うものであります。

3番目の固定資産税につきましては、本年6月6日付に施行されました生産性向上特別措置法に基づき、市内の中小企業の設備投資を促進するために、市の認定を受けた労働生産性が向上する設備投資に対して、3年間の時限的な特例措置として、固定資産税、償却資産の課税標準をゼロとするものであります。

4番目につきましては、関係法令の施行に伴う妙高市都市計画税条例の条ずれを改正するものであります。

以上、議案第58号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第58号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 前段の中身を見ていたら、たばこ税のところをべらぼうに長く書いてありまして、ただこれも期限をね、ちょっと延長しているということなんですが、それはさておきまして、給与所得控除とか、公的年金控除の見直しがあります。これについて、本市としての影響ですね、人数的におおむねどのくらいの率なのか、金額としての影響額はどうか、この辺はどうなりますか。

○委員長（宮澤一照） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まず、1点目につきまして、給与所得者あるいは年金控除者の控除額一律10万円引き下げて基礎控除額10万円引き上げることにつきましては、行って来いということになりますので、ゼロという格好になります。

それから、税額がふえるということで、こちらにつきましては、高額所得者を中心に税収がふえるものがトータルでは190万円、230人ということです。具体的には基礎控除額の合計所得金額2400万円を超える高額所得者から段階的に消失する部分が29年度課税ベースで約26万円、14人の対象となっている方が税額がふえるということです。それから、給与所得者につきましては、給与所得の控除額の収入要件の引き下げに伴いまして、給与収入従来ですと1000万円が850万ということで、150万引き下げとともに、その給与所得控除の上限が220万から195万円、25万円引き下げられるということで、29ベースで150万の税収の増、190人に影響出ると。それから、公的年金の収入が1000万円以上の方が引き下げになるんですけども、妙高市では公的年金1000万を超えている方がおられないということで、こちらにつきましては、影響額がなしということです。それから、公的年金以外の収入が1000万円を超える方につきましては、公的年金控除が10万円減になる、2000万円以上超える方は20万減になるということで、こちらの影響額につきましては、7万円の増15人ということで、税額は増、市民の皆さん方にとっては増税になるものがトータルで190、230人ということです。

それから、一方で、税収が減る分といたしまして、非課税対象の所得要件を引き下げるとということで、障がい者、未成年者、寡婦、寡夫ということで、非課税要件を10万円引き下げるとということで、影響額につきましては96万5,000円、52人、それから同様にですね、非課税限度額の引き上げということで、均等割、所得割の非課税限度額をそれぞれ10万円ずつ引き上げるということで、均等割につきましては、三角の影響額が310万円、900人、それから所得割につきましては、マイナスの160万、420人ということで、プラスとマイナスの差し引きで約380万円、1600人が影響するというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第58号 新潟県妙高市市税条例等の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第59号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第59号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

議案に添付してあります参考資料をごらんください。本案は、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、同法第3条第9項が第11項に繰り下がることになりました。このため、第9項を引用しております妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、引用箇所の改正を行いたいものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第59号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第59号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 妙高市妙高高原メッセ条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第60号 妙高市妙高高原メッセ条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） ただいま議題となりました議案第60号 妙高市妙高高原メッセ条例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年10月1日から妙高高原支所を改修中の妙高高原メッセに移転することに伴い、施設の所管を生涯学習課から妙高高原支所に移管するとともに、支所で施設管理を行うことから、既存の条例を廃止し、新たに施設の位置、管理、使用などを定めた条例を制定するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第60号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 管轄が変わったということでありましてけれども、私がちょっとこの絡みの中で伺っておきたいのは、別表第2のところですね、実は会議等に準ずる集会ということになっているんですが、下のほうからですね、市が認めた自治会、地域づくり団体のコミュニティ活動を行う団体、これの減免率が50%ということになっています。これはですね、直接これのとこだけなんですけど、今まで例えば新井克雪管理センターを南部区長会が会議で使ったりしていても、そこでもって使用料がかかっていたという、こういうのがあるんですけども、そういう自治会の例えば主たる役員会議なんかやるときに、会場費を果たして取るべきなのかどうなのかという、こういう議論がなされた経緯もあるんです。ただ、この下に市長が減免することを適当と認めた団体というのがありますが、そこでもってきちんと位置づけすれば、それはそれで可能なんですけども、この辺の認識はどうなのか、伺っておきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今規則の別表のお話をされていると思うんですけども、従来の教育委員会サイドが所管していたときの規則と基本的には変わっておらないということで、ほかの市の施設も基本的には同じ定めを今しているというふうには私は認識をしています。また、使用料の見直しの時期に来ておりますので、そこら辺も含めた中で検討はしていきたいというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 例えばですね、これから私たちもある、これからじゃないな、もう終わっているのかな、南部区長会なんかは、やっぱり行政懇談会やったりとか、あるいは南部区長会の会議やったりとか、恐らく私たちのしか私認識していないですけども、ほかの地域だってそういうのもって、各町内の関係だったら地元でやるけども、協議会絡みになってくると、それぞれ寄ってやるといったときに、その辺の位置づけは明確にやっぱり行政との関係が密になる協議会対応なんかは、ちゃんとこの下の市長が認めるところでもって減免でなくて、経費は経費としてあるかもしれませんけども、こここのところの位置づけを明確にしていく必要があるんじゃないかな、そこでもってお互いの信頼関係もあったり、持ちつ持たれつの関係もあったりという、そういうのをきちんと明確にする必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺のところを今後認識をお願いしたいというところでございます。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほど申しあげましたけれども、免除するか、一部減免をするかというところは、過去にいろいろ検討した中で、こういう格好で決めさせていただいているという、私ちょっと詳細は承知しておりませんが、ということだと思いますので、そこら辺また検証して、いただかなければいけないものは当然いただく格好になると思いますし、そうでなければということで検討はさせていただきたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ちょっと基本的なことを一回お聞きしておきます。

今回のこの別表の料金規定なんですけど、今までと変わらずの料金ということでよろしいでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） メッセに関しましては、年度途中であることから、また今まで使っている方もいらっしゃるってその公平感の観点から、今年度については改定する予定はございません。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、申し込みも今までと同じ下の事務所という形になると思うんですが、同じ建物の中に保健センターがくっついているんですが、所管が違うんですが、そのほうの受け付けのほうはこちらではタッチしないでいく予定でしょうか。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 保健センターの管理につきましても、支所で行うこととなりますので、受け付けに關しましてもメッセの貸し館、保健センターの貸し館については、10月1日から支所の受付のほうで対応させていただきます。

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第60号 妙高市妙高高原メッセ条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 妙高市支所設置条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第61号 妙高市支所設置条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） ただいま議題となりました議案第61号 妙高市支所設置条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年10月1日から妙高市妙高高原支所を、改修中の妙高高原メッセに移転することに伴い、支所の位置を妙高市大字関川997番地から妙高市大字田口33番地に変更するため、条例を改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第61号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第61号 妙高市支所設置条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 妙高市庁舎会議室等使用条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第62号 妙高市庁舎会議室等使用条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） ただいま議題となりました議案第62号 妙高市庁舎会議室等使用条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年10月1日から妙高市妙高高原支所を、改修中の妙高高原メッセに移転することに伴い、妙高高原支所会議室等使用料の表を削除するため、条例を改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第62号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 10月1日以降なんですけど、現在の庁舎の解体、それから隣接する体育館の取り扱いについて説明願いたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 一応10月1日からメッセに移転して、妙高高原支所開所した時点です、現在の建物については閉鎖という形で考えております。取り壊しにつきましては、新年度、来年度の予算で計上させていただきまして、生涯学習課と調整の上取り壊しの時期のほうを決定していきたいと思っています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 10月1日以降閉鎖ということになりますと、今の庁舎は10月1日以降は建物があっても貸さないという形になるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） もともと建物が耐震機能がないということで、危険な状態であるということで移転改修ということになっておりますので、安全を考えて10月1日以降は使用しない考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 体育館も同じでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 体育館の所管は生涯学習課ですが、生涯学習課の調整の中では体育館も10月1日の時期にあわせて使用しない方向だというふうに聞いております。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今定期的にあそこで会場利用されているいろんな団体があると思うんですね。そういった団体に対して、私も地元のほうからちょっと困るという話もお聞きしております。これについては、メッセのほうで対応できるかどうかという問題があるんですけど、その辺の相談なり、配慮等はあるんでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 妙高高原支所長。

○妙高高原支所長（小林孝幸） 妙高高原メッセの使用団体と今妙高高原支所でいろいろ活動されている団体の活動状況を確認しまして、曜日、時間帯等についてはほとんどかぶっている時間帯がないということがありますので、今妙高高原支所で活動されているサークルの方がメッセまた保健センターのほうの会議室を利用して対応できると考えております。

○委員長（宮澤一照） これ総務課なんですか、支所長なのかな、これ関連して生涯学習課関係も出ている話なんです

よ。きょう非常に私遺憾なのは、そこに生涯学習課が今回来ていないということですね。やっぱり私これ委員長として言わせてもらいますけれども、関連する事案が非常にあるんで、この辺はやはり的確にもう少し考えて出席していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第62号 妙高市庁舎会議室等使用条例の一部を改正する条例議定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 指定管理者の指定について（水上コミュニティセンター）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第67号 指定管理者の指定について（水上コミュニティセンター）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第67号 指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本案は、老朽化した就業改善センターと耐震強度が不足する旧吉木小学校体育館の機能を集約し、各種集会を初め、レクリエーションや健康づくり活動などの地域コミュニティ機能と災害時における避難所としての機能をあわせ持つ施設として、9月1日から供用を開始する予定の水上コミュニティセンターについて、指定管理者による管理を行うため、妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、水上地区コミュニティ推進協議会を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

水上地区コミュニティ推進協議会は、平成17年度から就業改善センターの指定管理を行っており、地域のコミュニティ活動の拠点としてこれまでの施設運営の実績も十分であることから、指定管理者として指定したいものでございます。

なお、指定期間につきましては、通常であれば地域集会施設は10年間でございますが、ほかの地域集会施設と期間満了日をそろえたいことから、平成30年9月1日から平成37年3月31日までの6年7カ月間としたいものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第67号に対する質疑を行います。ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第67号 指定管理者の指定について（水上コミュニティセンター）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第70号 工事請負契約の締結について（防災行政無線等（同報系）デジタル化工事）

○委員長（宮澤一照） 次に、議案第70号 工事請負契約の締結について（防災行政無線等（同報系）デジタル化工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ただいま議題となりました議案第70号 防災行政無線等（同報系）デジタル化工事の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、電波法の改正に伴い、情報伝達の充実と強化に必要な防災行政無線のデジタル化を行うものであり、工事請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

整備概要は、平成30年度、31年度の2カ年継続事業で、親局1カ所、中継局2カ所、再送信子局1カ所、屋外拡声子局121カ所、戸別受信機1万1300台を整備するものでございます。

契約金額は8億1525万9600円、契約の相手方は、埼玉県さいたま市中央区新都心4番1号、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関越社であり、去る5月31日に入札を行い、仮契約を締結したものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮澤一照） これより議案第70号に対する質疑を行います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） お願いします。およそ8億という大きな契約になるわけですが、この同報系の防災行政無線のデジタル化というのは、近年の災害の状況から見ても、非常に大切なことだというふうに思っております。特にですね、大容量化、それから中継局との双方向性とか、多重通信が可能になる、こういった理由でもって災害対応の高度化に期待しているというところでもあります。総務課のほうに関連してお伺いしたいんですけども、先日の総括質疑でですね、課長基本全世帯に受信機を配布するという形の含みでもってですね、拡声子局が減るといった答弁が中でありましたけれども、拡声子局の減る数ですね、これどれくらい減るのでしょうか。必ずしも皆さんが屋内にいるとも限らない状況だと思いますので、その点問題にならないかについて伺います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現在市内全域で135局ございます。それが121局になりますので、14局減るという格好になります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、影響ないというふうな判断だというふうに捉えてよろしいかなと思うんですけども、よろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 減る理由といたしましては、先日もお話しさせていただきましたが、現在妙高高原地区、妙高地区は戸別受信機を基本として情報伝達をしております。それに旧新井地域につきましては、戸別受信機ではなくて、屋外拡声子局を中心に情報伝達の仕組みができております。ですので、新井地区の場合は屋内にいらっしゃってもある程度屋外の拡声子局で情報が伝わるように細かくといたしますか、設置していたという現状がございます。これからは、市内全域希望する世帯には戸別受信機を配備させていただくということですので、屋内にいらっしゃれば基本的には戸別受信機で情報が伝わります。屋外にいらっしゃる場合は、従来よりもちょっと間引かれる状況にはなるとは思いますけれども、高性能スピーカー等も併用した中で、住宅があるところの周りは情報が屋外拡声子局からも伝わるように整備をしたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） わかりました。そうしましたら、戸別受信機についてお伺いしたいと思います。

平成30年の5月末現在で妙高市の世帯数は1万2402ということですね、数的には十分行き渡る数なのかなというふうに思います。総務省のほうですね、消防庁で発表している戸別受信機の標準的なモデルの仕様というものがございまして、これによると、音声受信に加えて、緊急時に音量を自動で最大に調整する機能であるとか、あと一括の呼び出し、それからグループ呼び出し、戸別呼び出しに対応する、あるいは放送の録音、再生が可能、それから内蔵電池に自動切り替え可能等々、こういった仕様があるんですけども、今回導入する機種について、こういった仕様を備えたものということで考えてよろしいんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 基本的には基準に沿ったという格好になるキットを考えておりますけれども、録音機能は基本的にはつかないという格好になっております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうしましたら、受信機の機種名、それから1台の価格について。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 機種名については承知しておりません。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 1台の価格については。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 設計のときには、定価が3万7000円のもので考えておりました。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、機種名もおわかりになるのかなと思うんですが、それじゃ次ですね、連携システムについてお伺いしたいと思います。

参考ですね、資料の図を見せていただきますと、連携システムを通して各メディアに送信するというふうな仕組みになっていますけれども、これそれぞれですね、新井有線、それからFMみょうこう、携帯電話会社であるとかに送信される仕組みというふうに見えるんですけども、この連携システムというのは、どういう仕組みなのか、携帯とか、スマホでいいよという方には、無理に配らないというふうな戸別受信機のかわりに十分機能するものなのかについてお伺いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 図といたしますか、ポンチ絵をごらんいただいていると思いますが、防災行政無線の放送をします。屋外拡声子局と戸別受信機に情報が伝わります。それと連携して、下のテレビですとか、携帯電話、スマ

ホですとかのほうに情報が伝わるようなシステムを構築するということでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ちょっと具体的によくわからない部分があるんですが、次行きます。

整備のスケジュールについて伺います。確認なんですけれども、参考の3番ですかね、これの平成30年度機器の製作というふうに書いてあるんですけれども、機器の製作というのはどういうことですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 30年度にそこに上段ありますけれども、親局、中継局、それから屋外拡声子局等を整備するんですけど、まず電波の送受信ができるような機器を製作工場ですとかね、親機をつくったり、子機をつくったり、あとスピーカーをつくったりですとかして、実際今度取りつけるという格好になります。ですので、30年度は親局1カ所、中継局2カ所、それから屋外拡声子局、これ高原地区を想定しておりますけれども、実際整備が完了するのはこちら辺を目安にしておりますし、31年度に整備をする再送信子局ですとか、屋外拡声子局ですとかのスピーカーですとか、そこら辺を30年度のうちに可能な限りつくって、31年度に設置をするという考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、30年にある程度つくったものを31年に配置するというか、30年と31年にあわせて配置するというような考え方だなというふうに思いますけれども、総括質疑のときにですね、連携システムをあわせて整備というふうな予算の中に答弁ありました。それを含めての契約ということによろしいんですか。連携システムを含めての契約ということによろしいですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） そのとおりです。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、その費用は幾らになりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 手元で承知はしておりません。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） それですと、平成30年度ですね、高原地域の屋外拡声子局と、それから戸別受信整備を行うと、それで31年には新井と妙高地域を整備する、こういうふうになっているんですけども、連携システムの整備というのは、期日はいつになるんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 何年の何月というふうには承知しておりませんが、ことしの12月までにはデジタルの無線局、親機等も設置しまして、開局をしたいと思っております。アナログ系とデジタルをしばらくの間併用する格好になります。ですから、その時期までには連携システムのほうも整備完了していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） そうすると、平成30年度に連携システムができるということですよ。であれば、新井地区31年度になっているんですけども、30年度から新井地区でもそういった連携システムのほうの運用はできるというふうに考えてよろしいんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） デジタルの子局ですとかは、30年度は高原地区をまず整備しますので、デジタルの連携シ

システムですので、新井地区は新井地区のデジタル化が終わった段階で連携システムが生きてくるという格好になります。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） ちょっと話がずれているかもしれないんですが、いわゆる簡単に言うとFMみょうこうやそれから有線放送ですね、こちらを通じてのシステムが連携システムだと思うんですね。これについては、30年度できるのであれば、新井地区の方もそれを通じて30年度使えるような形になるのかなというふうに理解したんですけど。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） デジタルのシステムでの連携システムですので、デジタル化が終わったところから順次使えるようになるというふうに理解しております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今村越委員からもあったんですが、まず最初にですね、関連がありますので、屋外拡声器の関係で、トータルでもって14機ですよ、減ると。主にはこの14機減るというのは、新井地区という認識でよろしいんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 現状ですね、新井地域では116局ございます。それが87局になります。高原地域は3局あるものを14局にふやします。妙高地域は16局現在あるものを20局にふやすという格好でございます。場所につきましても、今ある柱を使えるものは使いますし、新たに立てなきゃいけないところは立てますし、要らなくなるものは撤去するという考えでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それで、系列の関係なんですけれども、今アナログ対応でもっていろいろ出されていて、それぞれの地域といたらいいか、ブロックといたらいいかね、系列なんです、そういうところでもって分割放送もできるようなシステムになっているんですが、デジタルになったときに、その辺のやりくり、ブロックの振り分けといいますか、この辺のところはどんな考え方でいますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 戸別受信機のほうは、ある程度ブロックごとの放送はできる格好になります。屋外スピーカーのほうは、ちょっと私詳しいところはあれですけども、細かく分けて放送というわけには今度はいかなくなるというふうに理解しています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そんなに細かくなくてもいいんですけども、ある程度分けてという必要性というのはあるのかな、ないのかなという、何でもかんでもみんなにお知らせするという、こういうシステムなのかなという、その辺のところなんです、それはじゃブロックの振り分けは、大まかにいつてどのくらいという、そういうのは一応はあるんだろうと思うんですけども、今のところは特にはないですか。これ機器のといいかね、連携システムの組み立てとかね、親機の設定とかという形の中では、ある程度それを入れておかないとできないのかなと、それとも後から調整すればできるのかなと、その辺のところを今私わかりませんが、ある程度のブロックの仕分けというのは必要なんだろうというふうに思うんですけども、検討してあるのかなのか、これから検討して、それでもその辺のところを考えていくのか、その辺のところはどうですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 戸別受信機は、ブロックごとにはできます。屋外スピーカーにつきましては、1つのスピーカーで複数の町内をカバーするような状況もありますので、そこら辺をちょっと検討していかなきゃいけないというふうに思っています。1つのスピーカー、今もそうなんですけど、スピーカーにマイクですとか、放送設備ついていまして、そのスピーカーだけで放送するというのはできます。新しくなってもそれはできるんですけど、例えばAという町内だけに伝えたくても、Bにも伝わってしまうという状況が起きてきますので、そこら辺また必要がある町内があれば、協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私はそんなに細かくというのを今言っているわけじゃないんでね、町内云々という、そういう狭いエリアでもって細かく分けていくといたら、これはべらぼうに大変だと思うんですよ。それで、私も次に聞こうと思っていたんだけど、個別のね、いわゆる屋外個別機の拡声子機となっているのかな、その個別使用というのは、今までどおり一緒だということなんです、それはそれでいいんですけども、親機のところから市内一斉に放送せんきゃいけない、連絡せんきゃいけない、こういう課題と、あるいは妙高高原だけ、妙高だけ、あるいは新井南部とか、飛田とかという、この辺のブロックエリアだけ単独で放送というのもあり得るのではないかなと思うんですが、戸別受信機はそれやるけども、屋外の拡声子機については、みんな一律だという位置づけになってしまうのかどうか、その辺の考え方だけお聞かせ願いたい。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 新井地域、高原地域、妙高地域での別々に放送はできるというふうに理解しています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 新井のもうちょっと下がったところのエリアはあるんですか、ないんですか。一律ですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 確認させてください。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ちょっとしち面倒くさいこと言っていますけども、例えばなんですね、各戸に配った戸別受信機はエリアごとにやっているのに、屋外スピーカーとの連動がないと果たしてどうなんだろうという、この辺のともありますので、含めて御検討お願いしたいというふうに思います。屋外子機の個別対応は今までどおりできるということでもありますので、それはそれとしていきたいと思います。

あともう屋外子機の設置については、設計ができていてこうだという形になっていると思うんですけども、前からスピーカーの関係でもっていろいろお聞きをしてくれているんですが、高性能スピーカーでというんだけど、いわゆる町内でもって反響がひどかったりということですね、なかなか聞き取りにくいよというのがあったりして、今現在も町内、市内新井地域全域がそうなっていると思うんですけどね、反響する関係があるんで、チャンネルを2チャンネルくらいに分けて、それで前放送、後放送というような前後放送をかけて反響の影響を少なくしていると、こういう形ではあるんですけども、その辺のところも今言った形の中ではできるようにちゃんと、スピーカーがいいからいいんだよということだけじゃなくて、そういうのもあるんだろうというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） その前に先ほどの件でよろしいでしょうか。ある程度矢代、飛田、和田、南部程度はグループ化したいということでございます。

それから、先ほどの村越委員のよろしいですか。連携システムは、完成時期はちょっと未定でございますけど、

デジタルの運用が始まれば新井でも使用することができるということでございます。訂正させていただきます。

それから、今霜鳥委員さんの反響とかでございませうけども、デジタル化してどうなるかというのは、実際やっているところで確認はしてきております。ある程度クリアに届く、ただ天候によっては雨とか、風等があれば聞こえにくいことも当然あるということなんですけども、工夫はしていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひその辺のところは、音を出した状況を確認しないと面倒だと思うんですね。天候によってというのは、雨だけじゃなくて、雨、風、雪ってみんな絡んできますんでね、あると思います。だけど、そんな天候の悪いときは、大体は屋内放送を聞いてくれると思いますんでね、だからその辺の併用だっていうことで、それはそれでいいと思います。

あと連携システムの関係なんですけど、課長さっき答弁されてましたけどね、私考えるにはね、連携システムそのものが完了しなければ云々じゃなくて、システムそのものは有線とか、みょうこうとか、それぞれのところについては、今実際にアナログでもって通じているところもあったりするわけなんで、そんなに影響ないのかなというふうに思っています。ただ、携帯、スマートフォンはちょっと無理なんだろうけども、このシステムができ次第随時それを追っかけてやっていけばいいんだというふうに思います。

次のところで、私は入札の関係でもね、ちょっとお聞きをしておきたいんです。先般の総括質疑の中でも、いろいろと議論はあったところなんです。予定価格に対して75%のところを最低制限価格を設定した。75から95とあります。75に設定していて、ほかの入札価格を見たときに、余りにも差が大き過ぎるな、よっぽどこの中身がわかっていなかったら、この価格では出せないんじゃないのかな、これは75.16%でもって制限価格から見えていっているわけですよ。これは、やるほうにすれば安いにこしたことはないという、この辺はあるかもしれません。この入札終わった時点から下請業者はここだろうなんていう話もいろいろと飛び交っているという、こういう状況というのは果たしてどうなんだろうというふうに思うんです。ほかの業者と申しますかね、入札者から見ると、この幅が余りにも大き過ぎる。それぞれに類似しているのであれば、それぞれの努力だというふうに判断できるんですけど、余りにも大き過ぎるんですけども、この辺については違和感というのは持たないもんなんですか、当局としては。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今回の入札につきまして、工事内訳書を見ましたところ、落札者におきます機器単体費ですね、器械の購入に当たる費用につきましては、市の設計額に比べて約30%ぐらい安く入れているというような形となっております。一方で、工事費につきましては、設計額に比べて若干高目の金額を入れてございましたので、あと2番目の事業者の機器単体費につきましては、市の設計に比べて約20%程度の減ということで、やはりメーカーにおきます機器の価格競争が働いた結果であるというふうに私どもは思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そこで競争と言ってしまうとそれまでなんですけどね、機器の仕様、中身、この辺の差があるのかどうかというのがあります。この数字を今どうのこうのといってみるところで、ただ私はこの数字の幅がね、余りにもあり過ぎる。普通一般的に見ていけば、こんなに幅があるのを5万や10万の品物買うわけじゃないから、こんなにも幅あるというのは果たしてどうなんだろうというのを疑問視するのは、普通なんだろうというふうに思います。そんなことでもって、決まったものをそれをとやかくいったってそこに違和感を感じなかったということなれば、それはそれです。それでなんですけど、今後のですね、メンテの関係というのは、この落札者が半永久的にかかわっていくという、こういうことになるんですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） そのメーカーの品物といたしますか、が入りますので、基本的にはそうなるというふうに理解しています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういう基本的な考えであれば、どこもそういう位置づけでもって入札に臨んでいるというふうに思うんですね。だから、そうなればそれなりきのもの、メーカーですんでね、自分ちでこれつくるんだから、それなりきものはつくれるという、こういうことなんだろうと思うんですけども、そういう競争だということを書いてしまえばそれまでなのかなというふうに思いますけども、非常に違和感を感じるし、市民の皆さんも果たしてどうなんだろうと。メンテの関係でもって、いわゆるそのメーカーの品物であって、メンテをやっていくという関係でもって、例えばある程度ちょっとした故障であったりとか、修繕とか、何かをくっつけなきゃいけないというのは別枠なんですけども、そうでなくて、ただ修繕とか、調整とか、そういうのは一切メンテ料としてついてくるのか、この中でもって何年間保証ということで、面倒を見ていくのか、その辺の位置づけはどうなりますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 定かにちょっと承知はしておらないんですけど、何年かは当然保証はつくというふうに理解しています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） こういうのはね、最初の外部スピーカーの関係もあったりしますけども、電波の状況というのは実際に出してそこで調べてみなければなかなかわからないという部分もあったりしますのでね、その辺のところはもう全てここに入れておいて、普通でしたらこのくらいな事業ということになれば、10年間くらい保証してもらって、しっかりそこでもって面倒を見てもらうということであればいけないというふうに思うんです。安いかから恐らくね、その辺のところの考え方というのは、どこまでどうなっているか私わかりませんが、それはきちんと位置づけをしておいていただきたいというふうに思うんですけども、これから調整があるんだろうと思うんですけども、その辺の考え方がですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるように整備してすぐおかしな状況になったというのでは困りますし、そのためにメーカーを指名して入札をしておりますので、責任を持ってもらうような格好にしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ次に、この作業そのものは恐らく地元業者もかなり絡むんだろうというふうに思うんですけども、このメーカーそのものが直接全ての工事をやるというんでなくて、やっぱりそこへ入ってくると思うんですけども、下請の絡みについては、今後メーカー、業者との関係というのは、どのような見方をしていくのか、指導云々というのは入るのか、その辺の考え方どうですか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 市内業者への下請の優先発注ですとか、下請発注における建設業法等の関連法令の遵守、それから技能労働者への適切な賃金水準の確保などにつきまして、私どものほうから文書、それから口頭で要請したところでございます。実際市内全域で工事を実施したり、全世帯に戸別受信機を配布するという作業になりますので、市内業者の協力は不可欠だろうと考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） かなりの数になると思うんですね。したがって、30年度はね、機器の製作と妙高高原地域

ということになっているから、実際に現場でどうのこうのというのは、妙高高原が中心になるんですけども、来年度になるともう全域みたいなものでね、かなりのパターンになるというふうに思うんですけども、これは私からの要望なんですけども、正式に契約されて、下請が出た時点で、下請業者がどこでどうなんだということを公表していただきたいというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 財務課長。

○財務課長（平井智子） そうになりましたらお届けします。

○委員長（宮澤一照） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第70号 工事請負契約の締結について（防災行政無線等（同報系）デジタル化工事）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める

陳情

○委員長（宮澤一照） 引き続き全員協議会において当委員会に付託されました陳情の審査を行います。

付託されました陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情であります。

陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情を議題とします。

事前に陳情書等が配付されておりますので、各委員の意見を順に聞きたいと思います。

村越委員。

○村越委員（村越洋一） この請願に関しましては、毎年出されていまして、実態については趣旨に書かれているとおりだというふうに思います。ということで、賛成の立場なんですけど、国のほうでも人づくり革命とか、生産性革命、こういったもので経済成長を促そうという政策を打ち出しております。小学校においてはですね、再来年度の新学習指導要領は、こういったものが全面実施ということになって、そこでプログラミング教育などの新しい項目が追加される中でですね、先生1人に対する負担もますます大きくなっていくというふうに感じております。そういった意味も含めてですね、そうした教育環境を充実させていく意味でもですね、少人数制クラブの編制については必要だというふうに考えます。

また、教育費の国庫負担の優遇についてもですね、自治体財政の圧迫を抑えるという意味でも必要な措置だと考えますので、賛成でございます。

○委員長（宮澤一照） 横尾委員。

○横尾委員（横尾祐子） 私もこの意見書につきましては賛成でございます。

なぜなら子供たちにはやはり豊かな教育、そしてまた教育の均等性と水準の維持、向上されるようになることが必要であると思うからです。

よって、賛成です。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私も賛成であります。

30人以下学級というのは、長い間の念願であります。今見ますと、少子化になりまして、どっちかといえば、逆に複式対応のほうは課題にもなっている状況であります。まだまだ大規模校がございます。その中では、30人学級をしっかりとやっていただきたいと同時に、国庫の負担の2分の1を復元していただきたいという思いでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 長いことこの課題は出されています。現在の教育現場を見ていったときに、今村越委員からも出されたように、先生方そのものも多忙化というのとあわせて、かなり専門的な分野に踏み込みしてきているというのがあるんですね。そうすると、そこでもって一人の教師に対してあれもこれもといったときに、なかなか消化できないという実態があると思うんです。したがって、学級の人数も減らすというのは、当然負担率を減らすという形になります。教育費の国庫負担というのは、そもそも義務教育の機会均等の絡みで、無償化と言われているにもかかわらず、現場それぞれでもっていろいろ差が生じているという、こういう状況でありますから、ここはきちんと対応すべきだと。私のところで言えば、むしろ逆にもうちょっと人数ふやしてほしいなという、こういうような位置づけでありますけども、そういうことでございます。

以上。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も賛成の立場であります。

私もちょっと調べてみましたら、これ2001年にですね、内容が出ておりました、それ以降ずっと取り組み要請が来ているわけでありまして。同時に最近では子供の貧困率が6人に1人から7人に1人というふうに報道がされてますし、増加しているというような状況でもあります。また、私どもの近くにおいてですね、子ども食堂等ができたということも報道されてきているわけでありまして、子育て支援が非常に必要だというふうに思っておりますし、教育環境が求められているふうに思っております。将来を担うですね、人材の育成でありまして、教育の格差の是正をですね、維持していくことを観点に、ぜひとも早期に取り組んでいただければというふうに思っています。賛成の立場です。

以上です。

○委員長（宮澤一照） これより起立により採決します。

陳情第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情については、採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛 成 者 起 立]

○委員長（宮澤一照） ありがとうございます。着席願います。

賛成委員全員であります。

よって、陳情第3号は採択されました。

陳情第3号は採択となりましたので、意見書を提出する発議の提案に当たり、提出者及び賛成者及び提出する意

見書を決定する必要があります。

まず、提出者及び賛成者を決定したいと思います。この決定について何か御意見ありませんか。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 提出者は委員長でもって、賛同者委員全員という位置づけでいかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） ただいま霜鳥委員より提出者は委員長、そして賛成者は委員全員という意見が出されました。

お諮りします。ただいまの提案のとおり提出者は委員長、賛成者は委員全員とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、意見書案文の精査について何か御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 特にないようですので、本案文を意見書としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

お諮りします。本意見書につきましては、その字句等の整理を会議規則109条の規定により、委員長に委任された
いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は委員長に委任することに決定されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了いたしました。

所管事務調査について

○委員長（宮澤一照） 次に、所管事務調査を行います。

執行部側の関係課以外の方は御退席ください。

〔執行部側説明員以外の退席、関係課担当者入室〕

○委員長（宮澤一照） 引き続き所管事務調査を行います。

今回総務文教委員会では、市民活動支援センターと地域支援員（地域サポート人）の活動連携について調査することとしました。

所管事務調査の進め方については、初めに調査担当である霜鳥委員から調査理由と概要を説明していただきます。続いて、調査担当の調査項目①について質疑を行い、その後にはかの委員の質疑を行います。調査項目①の質疑終了後、次の調査項目②に進むというようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、調査担当の霜鳥委員より調査理由と概要について説明をお願いいたします。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 御苦労さまです。今回から所管事務調査の進め方については、ちょっと変わりましたので、正直私もちょっと面食らっている部分もございます。今回は、表題としては、いわゆる市民活動支援センターと地域支援員の関係をメインにしなごうなんです。既にこれについては市の地域コミュニティ振興指針が出されているわけですね。指針そのものも一通り目を通させていただきましたし、その概要について指針の中身は非常に細部にわたって調査したり、現状と課題をみんな精査したり、今後の方針も出されたりしております。これが具体的に

きちんとやっていたらかなり進展した形になるんだなというふうに思っています。このコミュニティ振興指針はですね、29年度から33年度までの5年間の期間というふうになっていて、既に1年経過しているという状況です。この4月には、当局のほうも地域コミュニティ振興係そのものの内容が変わってきた、体制が変わってきたということなので、ところが私も改めて見たときに、その中身がわかりづらいというよりも、中身がわからない、正直言って。この支援センターと地域支援員（サポート人）との連携で、この地域コミュニティ振興を進めていくという、ここのところが見えないので、この中身を勉強したいなというのが一つであります。

そんな中で、順次いかなきゃいけないという形になっておりますので、この新たなシステムになった中でもって、どうやって進めていくのかということで、1番目にまずこれまでの地域活動支援センターの活動目的と内容について、私なんか認識しているのは、いわゆる各地域の地域づくり協議会、地域づくり活動の絡みの中で、いろんな制度があるよ、いろんな補助制度があるよとか、そういうのの提起はあったんですが、何かあったときにはそこへ向かって行って、教えてもらわなきゃならないという、こういう位置づけにしか認識していないんですけども、まずその辺のどこからお伺いをしたいと思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 市民活動支援センターの設置目的でございますが、ボランティアですとか、NPOなどが行います市民活動の活性化に向けて、継続的に安定して活動に取り組めるよう支援を行うと。それとともに、団体等と地域課題を共有いたしまして、協働のまちづくりを促進する市民と行政を結ぶ中間支援組織として設置されているということでございます。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） こういうふうに説明受けるとね、うん、なるほどなというのも一つ一つ出てくるんだと思うんですけども、実際には今言われたようにボランティアとか、NPOとか、あるいは地域づくりとか、それぞれの団体のかわりを持っている人、あるいは地域としても何かをやりようとしたときに、じゃそれを行って聞いてこよう、相談してこよう、たしか市民活動支援センターのお知らせ版というか、会報じゃないんだよな、そんなのも地域には配布されているというふうにするんですよ。ところが、直接絡んでいる人でないと、なかなかそのところへは踏み込みしないと。ましてやそういう活動できるできないという形があって、中心部でもって積極的にやろうとする人たちはどこへでも飛んでいっていろいろ絡んでくる。ところが、中山間地って人材がなくて、なかなかだといったところは、もうそんなところじゃないと。自分たやることもあれだということでもって、なかなか見えないでいるというのが実態だと思うんですけども、この辺はいわゆる活動支援センターのほうでの地域そういうところに対しての見方はどのようなものかなという、この辺はいかがですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） センターが市民の皆さん、地域からなかなか認知されていないんじゃないかというような意味合いもあると思います。23日の土曜日、今月ですけども、町内会長会議を開催させていただきます。私どももこの4月から市民活動支援センターの担当ということで、いろいろ協議をさせてもらう中で、認知度が低いんじゃないかという認識は持ちました。町内会長会議の第2部で、いろんな地域で活動している団体から発表していただいたりとかというような場面をつくらうと思っているんですけど、そこら辺の仕切りを市民活動支援センターから出てもらって、自分たちの活動もPRをする中で、町内会長さんですとか、地域づくり協議会の代表の方からおいでいただく会議でございますので、そこでこういう支援をするのでぜひ使ってくださいというような話をしてもらう予定としております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 23日の町内会長会議、町内会長とか、区長とか、協議会長とかとあれなんですけど、それはそのようにとこう言っています。ところが、地域づくりの会長というのは、果たしてそこでの位置づけの中では興味のある人、ない人くらいでもって出席、欠席という対応になってしまっているという部分があったりするんで、そこのところは23日だからまだちょっと時間があるんで、もう一度改めてその辺のところをきちんと位置づけしていくという、地域活動そのものがなかなか大変だという地域は、特に出てくださいよという、そのくらいの呼びかけがないと、なかなかちょっと脇へ行っちゃうのかなというのもあったりしますんで、できればそこまで配慮してもらいたいなど、そうしなさいとは言いませんので、ありがたいなとは思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） もう日がないというのもありまして、ぜひ出てほしいという御案内はさせていただいてありますので、ここで再度御案内というのはちょっと難しいというふうに考えます。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ①はこんなとこでいいです。

○委員長（宮澤一照） そうでしたら、そのほかの委員の方から質疑をお願いしたいと思います。
村越委員。

○村越委員（村越洋一） 今ほどの町内会長会議にですね、なかなか出てもらえないというふうな形のことも地域の一つの課題なんだろうなというふうに思います。なかなか仕事が多いからというふうな話は非常によく聞きますので、その点も場合によれば支援センターの役割なのかなというふうに思ったりしますが、そういう意味で市のセンターのですね、実態把握についてちょっとお伺いしたいんですが、支援センターの業務の管理体制みたいなものをちょっと教えていただきたいと思います。それで、妙高市総合教育基本計画、この中に所管違うのかもかもしれないんですけども、市民活動支援センターの役割みたいなものがあるって、市民との協働による豊かな地域づくり、これが主要施策になっている中の一つの役割というふうになっていると思います。そこにですね、数値目標がやはりこういうふうに書かれていまして、年間の相談件数ですね、これ平成26年度で1361回、これに対しての今現在の把握はどんなふうになされているか、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 相談業務今の千何件というのはちょっと承知しておらないんですが、29年度の相談業務といたしましては990件、前年度比1.2%増という格好で承知しております。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 数字がふえているということですね。要は、どういうふうな活動をされているかということの中で、数字だけの管理ではいけないわけですね。その中で、例えば相談の具体的な内容とか、それに対する対応はどうだったのかとか、あとどういった団体が相談に来られたのかとか、一定の団体がですね、多いのか、またそうじゃなくてたくさんの団体が来られているのかとか、そういう単純なことから始まってですね、その相談があったことに対するどういったふうな成果が出たかということがやっぱり数字の中には大事な部分だと思うんですけど、そういった把握というのはされているのでしょうか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 正直これから私そこら辺の勉強をしていくまだ段階でございまして、そこまでは承知してございません。

○委員長（宮澤一照） 村越委員。

○村越委員（村越洋一） 支援センターというのは、市にとってですね、非常に大事な私位置づけだと思っています。

先ほど中間支援組織というふうなものになっているというお話でしたので、それについてはですね、本当に今まさに大事なところなんじゃないかなというふうに思っているの、その辺の把握というのはしっかりされたほうが私はいいいいというか、そうしてほしいなと思います。

この支援センターについてはですね、私ちょっとやっぱり思いがありまして、私の当選して初めて議会に来させてもらって、平成27年の9月の決算議会が初めての議会、そのときですね、委員会でそれも初めての質疑の中で、実は支援センターに関することをちょっとお伺いしているんですよ。妙高夏色遠足という事業があるんですけども、この事業をやるに当たってですね、その当時6回目でした。ことしはもうそれからずっと続いているので、多分9回目ぐらいだと思うんですけども、それがですね、私一番最初から実は団体として参加していたもんですから、結構一番最初のスタートはすばらしいデザインで、内容も力の入ったものだったんですね。そのときは、参加費無料という形で参加させてもらって、その後何年たってからかちょっと記憶にないんですけども、有料になりました。その間有料になって、たしか1000円になったのかな、今はどうだかよくわからないんですけども、その中でですね、なかなか工夫の跡が見られないというふうなことをその当時ですね、お話しさせていただいたんです。相当前の話だからなんですけども、その以降ずっと経過を見させていただくと、何かいろいろよく変わっていきばいいんですけども、一定な水準を保つという感じで、なかなかこれ効果は出ているのかなというふうに思います。私自身の経験で言うと、最初参加して、恐らく金額が上がってから1回また参加したんだと思うんですね。ですけど、なかなか効果がなかったんですね。そういうことだったら、ちょっとなかなか工夫の跡も見れないし、ちょっとやめちゃおうかなという形、費用対効果というのを考えますのでというふうな経験がありました。そういったことも含めてですね、いろんな事業をやられていると思いますし、委託している中で、それぞれの事業というのをやっぱりどういうふうに行われているのか、どういった成果が出ているのか、ただ単なる数字じゃなくて、しっかりとこれ把握する形のものをお願いしたいなというのが私のお願いです。答えは要らないので、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 村越委員、これは所管事務調査ですんで、要望等よりも質疑でお願いしたいと思っております、どうぞ今のを質疑に変えて何か聞いてください。

○村越委員（村越洋一） そうしたら、そういった管理はどのように行われているか、お願いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） センターが4月から私どものほうの担当になったということで、定期的に打ち合わせをさせていただいて、事業をどう組み立てていくかもそうですし、これから事業をやっていきますけれども、終わった中では当然反省をして次につなげていくというサイクルを回していかなければだめだと思いますので、しっかりと調整をしながらやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） はい。

○阿部委員（阿部幸夫） ちょっと関連してですね、地域づくりについてですね、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、今現在地域づくりってどのくらいの数があって、そしてどのくらいの組織がですね、どんな活動をしているか、主立ったものをちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（宮澤一照） 済みません。今でございますが、関連の関連の関連ぐらいなものなんで、答えられる範囲内になると思うんですけども、総務課長か所管いかがでしょう。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 地域づくり協議会のメンバーといたしましては、54の団体が今活動をされております。その規模とかはまちまちでありまして、旧新井の町場等では、1つの町内会で1つの協議会みたいな位置づけになっておりますし、村部のほうは例えば矢代ですとか、飛田ですとか、和田ですとか、水上ですとか、南部ですとかは、

旧小学校単位くらいで1つの協議会をつくって活動をされているという実態がございます。いずれも運動会やったりですとか、敬老会やったりですとか、そういった主には親睦を図る活動というのが主になっております。今年度交付金を統合いたしまして、上乘せ交付金というのもつくらせてもらいました。その中では、運動をやったりですとか、子供に伝統を伝えるですとか、お年寄りの茶の間をつくるですとか、そういった活動をぜひやっていただきたいということでお願いしております、やっていただいた方には金額はそんなに多くありませんけども、上乘せで交付金を配布させていただくというような格好で取り組みをさせていただいております。

○委員長（宮澤一照） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ありがとうございます。実は、今そういう校区の話だとか、それから新たないろんな取り組みの話もありましたが、なかなかそういった内容がですね、地域にいても目線で伝わってきていないというのも非常に聞きます。いずれにしても、この市民の支援をしていくという観点からすれば、そういった活動が非常に重要な位置づけになってきておりますし、地域にそういう形でのですね、接点にもなっているというふうに思っております。その上でですね、校区ごとに設定をしているというふうなことをお聞きしましたが、現在最近是非常に統廃合を積極的に進められているわけでありまして、その辺のですね、実態に合わせた考え方等々については、どのような考え方を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 今総務課長より、市民活動支援センターについてのことでですね、の質疑ということであれなんですけれども、それに関連した質疑をぜひしていただきたいと思っておりますので、関連に関連を重ねて質疑をしていただければ通りますので、よろしくお願いたします。関連に関連を重ねるテクニックを覚えてください。

○阿部委員（阿部幸夫） わかりました。なれてなくてどうも済みません。

それでは、私も関連の関連をですね、ちょっと整理させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（宮澤一照） じゃ、続きましてですね、2番目の地域サポート人の活動目的と内容についてどのようかということの霜鳥委員の項目に入らせていただきたいと思っております。

また最初に、霜鳥委員、よろしくお願いたします。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） このコミュニティ振興指針の、これは29年4月から、だけどその前に出された絡みの中をもって地域サポート人、いわゆる地域支援員の制度導入によってそれぞれのいわゆる高齢化の進んだ、人口減少の進んだそういう地域での地域振興計画等々を調査して、振興計画等々をつくってということでもって、この地域支援員の制度を導入して始めていった。このときは、私も議論した経緯があるんですね。このときに例えば福祉支援員というのと地域支援員というのと同時にこの制度を導入したという絡みがあつてね、名前が一緒だからわかりやすい、しなさいよといって地域サポート人という位置づけの名称になって今に続いていると。このサポート人そのものは、当時は3人体制でもって地域分担をしながらやってきた。ところが、その後1人欠け、2人欠けみたいな形でもって、今サポート人は南部地域で1人になっていて、今回4月から新制度ということでもって、市民活動支援センターとの絡みという形になってきているわけなんですけども、それはさておいて、その前段の地域サポート人、1人になってしっちゃかめっちゃかみたいだね、こういう言葉がいいのかどうかな、もうもうとにかく大変な状況になっていてということで、今実際にはサポート人の募集もかけているけども、その後どうなっているかというのは全然情報も入ってこないでわかりませんが、そもそもこのサポート人の活動目的、そもそも論ですね、それと実際に現状との兼ね合いで見えていったときに、どうなのかということですね。ここのところを聞かせていただいて、次のセットの中では支援センターとサポート人と、いわゆる当局ということの中身に入っていきたいというふうに思っておりますので、まずそのサポート人の活動内容等々について説明していただければというふうに思います。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） サポート人でございます。妙高市地域支援員設置規則という規則に基づいて委嘱をさせていただいております。その第1条の趣旨でございますが、過疎、高齢化が進行し、地域力が低下している地域コミュニティまたは地域活性化に取り組む意欲のある地域コミュニティ、この2つのケースに対しまして、住民と行政が協働のもと地域の実情や時代に対応した地域コミュニティの維持、活性化を推進することを目的として設置するというふうになっております。実際最初は3人、長沢、水原、平丸にお一人ずつ入っていただきまして、おのおの地区の計画を策定し、その実現に向けてということで動いてまいりました。ただ、なかなかその計画自体がその地域の役員の方はよく理解しておられるんですけども、多くの住民の皆さんに共有されていたかという点、残念ながらそうではなかったということがあります。ですので、そこら辺ちょっと今あやふやといいますかになっているんですけども、現在はおっしゃるようにお一人だけが活動していただいております、今までは新井の南部地区に限定しておったんですけども、南部から今度範囲を広げまして、町場においてもなかなか高齢化が進んでいて、地域活動がなかなかできないというところも出てきておりますので、何とかしようという意欲を持っておられる町内ですとかについては、積極的にかわりを持っていければなというふうに考えておりますし、次の③のほうにつながってしまうので、ここでやめておきたいと思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 全くそのとおりでもって、③につながっていくんですが、一つ私ちょっと懸念しているというかね、今課長言われたみたいに町場のほうもとあるんですけども、逆に言うと南部の村部のほう、かわりが薄くなってきているというふうに私の認識ではあるんですけども、今までの計画づくりをやって、その活動をやっていって、一区切りがついたというこの認識はないこともないんですけども、ただその後も高齢化、過疎化はどんどん進行していくという形の中で、このサポート人と地域とのかかわりというのは、だんだん薄くなってきているというのが私の受ける印象なんですけども、その辺については1人になったというせいもあるんですけども、それだけじゃないなというところがあるんですけど、その辺は課長どのような認識でいますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるように、その人数が減ったというのも一つの要因になっていると思っております。ただ、サポート人から入っていただいてから既にかなり年数がたっているということで、各地域でいろいろ診断をさせていただいたりとか、活動してきております。委員さん今おっしゃったように、一通り回ったのかなという、回ったという言い方はおかしいんですけども、いろんな対策、お話し合いはさせていただいたのかなという考えは持っておりますし、地域によってはですね、余り来てほしくないというような御意向を持っていらっしゃるようなところもあるように聞いております。これからの活動ということで、本当に3番につながってってしまうんですけど、一緒にしませんかね。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） はい、いいですよ。そちらがそうだとすれば私は全然……

○委員長（宮澤一照） よろしいですか、じゃ。じゃ、一緒に質疑にしますということで、一くくりだと思うんですけど、皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、そのようにお願いいたします。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほどもちょっと申し上げましたとおり、センターとそれからサポート人と行政のほうで定期的に打ち合わせをさせていただいておりますし、今まで縦割りという言われ方してしまうかもしれませんが、地域活動支援センターが教育委員会になって、サポート人ですとかの関係は総務課になったということで、余

り接点がなかった状況にあります。ですので、今はお互いの活動、どういうことをやって、どういう課題があるのかというのを出し合って、じゃどういうふうな役割分担をしてお互いに支え合うといいますかね、補い合っていたらいいのかというのを協議している段階です。そこでサポート人の役割というのがある程度固まってきて、増員をする必要があるなということになればですね、また募集を再びしていきたいなというふうに考えておりますし、先ほど委員さんおっしゃったように、1回募集はしたんですけども、御応募もあつたんですが、ちょっと採用には至らなかったという経緯がありまして、今ちょっとそういう協議をして、きちんとした位置づけをもう一度直した中で、必要であれば募集していきたいというふうに考えております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それじゃ、後段と一緒にたの中でもって順次話を進めさせていただきます。区切っていくというのは、なかなかこっちも大変だったんですけども。

それで、今課長言われたみたいだね、人数少ないせいもあるのかなというふうに思うんですけども、正直言ってサポート人は今サポート人同士でもって相談するとか、意見交換するとかというのはないですよ。相手はどこかといったら、相手は総務課なんですよ。総務課のほうは、今新たに、その話また後でしますけどね、組織も新たに、メンバーもかわってという形の中で、結局のところ支援センターと一緒にみたいなのになってきているもんだから、余計に中身がコントロールというかね、整理できないというのがあつたりするのかなというふうに思っていますし、それと同時に今サポート人の認識が私がこんなこと言うのとちょっとうまくない点もあるんですけども、認識が変わってきているというのが私の印象なんです。そもそも論でもって、最初にサポート人が入ってこういうことをやりましょうというのと、今サポート人が自分の職務は何なのかということでもって動いているのは、ギャップが出てきているというのが私の認識なんですけども、その辺のところはこれはサポート人の関係はね、総務課でずっとかかわってきたから、恐らくわかるんだろうと思いますけども、その辺はどうですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほど来の話にもありますけれども、最初は新井の南部地区ということで活動をして、各集落なり、大字に入っているいろいろを確認して、どうしていったらいいかということで活動してくれてきたんですけども、なかなかそこら辺繰り返しになりますけど、これはという決め手がなくて、協力隊の絡みも出てきませんが、協力隊からじゃ入ってもらって、その地域の活性化というのをセットでやってきておつたんですが、なかなか各地域ともきちんとした成果が出てこないという状況にあるというふうには認識はしております。ですので、これからどういうふうな格好で取り組んでいったらいいのかというのをもう一回作り直していきたいなというふうに思っているんですけども、その中で活動の範囲が広がっているというのがあって、サポート人の考え方もちょっと揺れている部分があるというふうには認識しておりますし、私らのほうでそこら辺はきちんと整理をして方向性をきちんと共有して取り組んでいければなというふうに思っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 言っていることもわからんじゃないですよ。ただ、係がかわっちゃって、今サポート人、協力隊の話も出ましたけど、協力隊、サポート人、ここでもってかかわってきたのが今の補佐なんで、今そこ絡み見ると補佐しかいないんでね、補佐からその辺のところをちょっと御意見いただきたいなと思いますが。

○委員長（宮澤一照） 補佐、どうぞ。よろしくお願ひします。

○総務課長補佐（ ） 今ほど課長がお話ししたとおり、これまでの活動の中でそれぞれの地域振興計画を平丸、長沢、水原でつくってまいりました。見直しが行われて2次計画をつくったところもあります。一番最初の仕事としては、そういった計画を実現していくというところであったと思います。ほとんどの項目がクリアされた地域も

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 大いにかかわってもらいたい。さっきから何度もね、町内会長会議の話が出てきていますけど、そこへ参加した区長さん方というのはね、町内会長、区長さんというのはほとんどがね、1年でかわっていらっしゃるんですよ。そこで聞いていったけど、聞いていったというだけで終わっているところが結構あるんじゃないかと私は思うんですよ。だからこそ、それだけじゃなくて、むしろそれよりも地域づくりの関係のところはどうやってかかわりを持っていくかというところに踏み込みしていかなきゃだめだなという、これは私の感覚ですから。

今言ったように、この指針そのものを勉強して、それぞれの担当の皆さん、市の職員のここだけじゃなくてね、いわゆる支援センターとサポート人と皆さんとという全体を言っているんですけども、そこでもってどういう方向を出していくか、こんなにね、きちんとまとめて具体的にになっていって、地域コミュニティが取り組むべきもの、市が取り組むべきもの、ここまでちゃんと振り分けをしてあって、これがね、別々のところで動いていて、それがうまくみ砕いていくことができるのかということだと思っただけですよ。だから、ここはここでもってやるべきはこういうことがあるよと、地域はこういうのあるよと、どこかでもって調整せんきゃだめなんだろう、それにはどうするか、このどこにいかにか足を踏み込むことができるのか、聞きに来るのを待っているというパターンだけでいいのかなど、聞きに来るといふ人たちというのはね、高齢化が進んでいるから、何をどうやって聞けばいいのかという、それまとめるだけでもってもう苦勞するという、これは補佐もうなずいてわかるよね、実態を見ると。そういうのがあるよということ認識した上でどう進めていくかというここにぜひ入って行ってほしいなというふうに思っています。これは、もうこれからの話ですから、先ほど来から課長も補佐もそういう方向でもって答弁してくれていますので、それでシステムの関係なんですけど、システムはここに掲げられた、いわゆる係の3人と補佐と、それから支援センターとサポート人と、これだけなのかな、今まではほかの課の兼務職員もいたんですよ。そのシステムはどうなっているのかなど、この辺のところをちょっとお聞かせ願えますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 農林課と生涯学習課と福祉介護課の係長が併任といいますか、で先日も打ち合わせをしましたけれども、お互いいろんな分野がかかわってきますので、自分のこととして地域協働というのを考えてもらうということで、一緒に仕事を進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひそれはね、お願いしたい。この中身はね、本当に単純に地域づくり協議会がちょっと何かやればというじゃなくて、その地域のコミュニティーというのはそこに住む人たちの生活権の問題なんですよ。幅が非常に広いし、それちゃんとまとめてある。そこをやっていくには、やっぱり今言われたみたいにね、ほかの課の職員もそこにきちんと入って、お互いの相互理解のもとに分担作業をやるというような、いわゆる情報交換をするという絶対に必要な、ところがです、今までの会議の中ではなかなかそれがうまくいってなかったというのが私の見方なんですけども、今までの形態と新年度になってからそのとききちんとやっていくというこの形態の深いところまで言わんでいいです。違いというのがありましたら聞かせてください。

○委員長（宮澤一照） 補佐。総務課長

○総務課長（久保田哲夫） 役所の中です、今の平年で出ている……

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今までもサポート人と協力隊と定例会議みたいなことをやってきていましたよね。だけでも、そのところにはほかの課の兼務職員もきちんと出て、定期的きちんとやっていたかという、そうではないというふうには私の目には映っているんですよ。必要であるときには声かけるけども、だから例えばですよ、必要であるというのは何かという、どこかでイベントやるから、その絡みでもって農林課来てくださいますとか、どここの事

業でこんなのあるから、そっち来てくださいみたいな形で、そういう形での会議であって、常に情報交換がきちんとされたような定例会議ではなかったというふうには私は見ているんです。ところが、今回はどうかね、新たには今度はそういう職員もきちんと入れて情報交換をしながらこれから中身を具体化して進めていくということなんでしょう。私の言っているのが違うんだったら違うと言ってもらうし、そうですならそういうふうに言ってもらう、とにかく確認しないと私も先へいけない、どうですか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋正一） まず、庁内での打ち合わせを持っております。それぞれ地域の活動で福祉分野があったり、農林分野があったりしますので、それぞれの地域に関する業務の実態を共有しました。さらには、その制度についてどういったものが生かせるかというのを打ち合わせと思っております。まず、第1弾としてはそれを把握して、その後に必要な場合支援とつなげていくとかいうような形にしていきたいと思っております、まだ直接会議を持っておりません。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そのためにそういうことをやろうというために、こういう職員をここに配置したわけですよ。福祉の関連あって、生涯学習の関連でもって今までやってきておいて、もう一人ちょっと私よく把握していないんだけど、だからそういうものを含めた中でこれからきちんと組み立てて、それぞれの分野でもってやっぱり地域にも呼びかけしながら、一声かけてもらうというこれだけでもって地域の受け方違ってくるというのがありますね。だから、例えば福祉関連でいくと、地域づくりの関係でもって、敬老会へわたったり、あるいは今地域の茶の間事業でもって協力隊が絡んでいたり、だからそういうことの中でもって、その情報を見て何をどうすべきなのか、地域づくりとしてどうなのかというその上は地域づくりになっていますからね、それに対しての協力体制をどう組めばいいのかということですね、総務課ではちゃんとサトヤマンなんて制度をつくったけど、使ってくれる人いないんじゃない、せっかくそういう制度をつくって、皆さんに活用してもらって、交流事業を進めていって、地域の皆さんの不安感を少しでも解消して、地域が元気出して、そうしたら次にじゃこんなことやるかという、こういうところへ結びつけていくというのがそもそも俺この仕事じゃないかと思うんだけど、どうでしょう。何か教えてください。

○委員長（宮澤一照） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（高橋正一） まず、先ほどの打ち合わせを持っていないという件ですが、全体では打ち合わせを持っておりませんが、それぞれのケースに応じて協力隊が対応すべき問題、それから地域支援員が対応すべき問題、課題等について、それぞれ対応するという部分では連携をとっております。

それから、サトヤマンの活用等につきましては、支援員が中心となりまして、それぞれの地域にお邪魔しましてお話をさせていただいて、積極的な活用をお願いしたいということで、相談に伺っております。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 時間がどんどん進んでいるので、私もそんなに長々やるつもりはなかったんですけども、そろって切り上げたいなと思っております。それにはそれなりきの答弁も欲しいなと、成果が云々という話じゃないんです。方向性の問題です。

今補佐にまとめて言っちゃったんですけども、要するに地域コミュニティの振興係の仕事、これからセンターやサポート人や協力隊やあるいはほかの課の兼務職員やこれを束ねてこのコミュニティ振興指針に基づいての活動をどう進めていくかということになると思うんですね。もともと所在しているのが総務課ですから、総務課でもって支援制度をこうやって今課長補佐が言ったように、支援制度を立ち上げたりしているけども、それを地域とどう絡

めながら進めていくかというのがそもそもだと思うんですよ。そこの絡めていくという、そこでもって動いてもらうというかな、がサポート人であったり、支援センターであったりということだと思うんですね。そういうところの情報交換しながら必要に応じてやっぱり皆さんもそこへ足を運ぶという、こういうパターンだと私は思うんですけども、今ちょっとここでもってね、私が指名していいのかどうなのかなというのを生涯学習でもって支援活動やってきたその経緯から見て御意見をいただきたい。

○委員長（宮澤一照） 総務課主査、どうぞ。

○総務課主査（河村さおり） 生涯学習課のほうで市民活動支援センターのほうを担当しております、ことしまたそのまま引き続いて担当させてもらっているんですが、市民活動支援センター自体も今まで地域に深く入り込むという形の対応までは行っていなかったということで、ことしから総務課で担当が一本化されるということで、地域にもなるべくかかわりつつ、サポート人の方とも同じような仕事をしている部分もあったので、そこのところはうまく連携をとりながら、お互いの得意分野等を生かしながらうまく地域を動かしていけたらいいなと思っているのが私たちの思いで、それに向けて市としてどういうふうに動いていただくかという部分は、これからまたちょっとと具体的に考えていかなければいけないんだと思っています。

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今仰せのとおりでございます、本当にね、ここでもって見直しをしてやっていこうということでもって組織を変えたわけです。混乱しないように、私はね、改めて交通整理をして、本当に振興指針を一つ一つなのか、2つ、3つなのか、具体化していくためにはということで、キーステーションなんです、皆さんのところがね。そこでもってそういうのを具体化して行って、その事業一つ一つやっていくには、やっぱりさっきから言っているように、現場の皆さんとともにほかの課の兼務職員との情報交換もしながら大いにそこを組み立てて進めて行ってほしいなというふうに私は思っているわけですね。現場の声を聞くという形の中で、私はここで一つ提案なんですけどね、きょうはこうやって所管事務やっていますけども、できれば時期を改めて皆さんのそういう思いも含めたり、私たちの現場の声も出したりしながら、意見交換会ができればいいなというふうに思っていますので、委員長それは後ほどまた諮っていただきたいというふうに思います。

そういうことでもって、今後せっかくこういうのをつくってあるから、やっていくためには逆に言ったらキーステーションになると言ったのはね、逆に私たちのほうはそこらに行ってるさいのを使えよという意味もありますのでね、含めて意見交換ができればいいなと思っていますが、委員長その辺ちょっと諮ってもらえますか。

○委員長（宮澤一照） 後日委員会で調整して諮りたいと思います。どこと、所管とやるということですか。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いや、これ。

○委員長（宮澤一照） これについて。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これの関係で。

○委員長（宮澤一照） わかりました。後日また諮りたいと思います。よろしく願いいたします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） じゃ、最後にですね、いろいろとありがとうございました。お互に通じ合うものはあって、情報交換をして活用できる場所、利用できる場所、そういうことやりながら、これからどんどん、どんどん過疎が進んでいく、高齢化が進んでいく、そこをどうして、どうしようかというのがお互いの悩みの種でもあったりするわけなんで、だからいかにそこに効率よくせっかくなつく支援制度そのものの中へ入っていくように、町内会長会議、区長会議ということで課長もずっと言われているけども、大勢のところでそうやってやっていると、どうしても通り一遍みたいな形になっていきますので、できるだけ小さいところでもそういう情報交換ができるよう

な形でもって、担当のほうから出向いてもらってね、まとめてもらってという、そういうとこにきめ細かにというのがそういうのかもしれないけれども、でかいところはでかいところ、だけど、小さくもということでもって、ぜひ踏み込みをしていただいたというふうに思います。その辺でもってもしお考えがあったら一言お聞かせいただいで、私は終わりたいと思うんだけど、ほかの方あれば別ですけども。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） おっしゃるようなこういう状況にあって、行政はこういう対応をするので、地域の皆さんからはこういう取り組みをしていただきたいというのは、繰り返し、繰り返しお伝えしていかなければいけないというふうに思っておりますし、各集落回れるかというところ、ちょっと難しいと思いますけれども、機会があればいろいろなお話をして、自分のこととして、自分の地域の現状をまず把握していただいて、じゃどうしたらいいのかというところへ踏み込んでもらえるようなふうにしていきたいというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） せっかく委員会としての所管なので、1人じゃ悪いので、何人かで質疑させていただきたいと思います。

若干もとのほうに戻ると思うんですけど、先般私も5月18日にサポート人と地域のこし協力隊との意見交換会をやらせてもらいました。その中で、サポート人のほうから地域支援センターのほうに枠が広がったと。最後のほうで本人自身は南部地域として最初派遣されていたのというようなちょっと話も聞かせてもらいました。そんな中で、今度は全体を一緒にやるという流れになっていますが、支援センター自身の体制について若干お聞きしたいと思うんですが、基本的に今非常に相談業務がふえている中で、今ほど河村さんのほうからも外へ余り出向いていなかったというお話も出ましたが、私自身も今支援センターが外に向かっているような感じはしていないと思うんですね。相談に来られた方に対して対応しているような感じがするんですが、今地域へ出向いていくだけの体制、余力があるのかどうかをまずお聞きしたいと思うんですが。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今基本的には正規といいますか、職員が2名とパートさんが1名という状況だというふうに理解しています。地域へ出向くのは、まず大切だというふうに思いますので、出向けるのかじゃなくて、それが一番大事な仕事だというふうに考え方は変えていかなきゃいけないというふうに考えています。人数をどんどんふやすというのはなかなか難しいですけども、仕事の優先順位の中で調整をしていければというふうに考えます。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 非常にいい言葉だと思います。多分ことしの年度からそういうことになっているんですから、その形でお願したいと思うんです。

現場の声としてちょっとお聞きしたいんですが、支援センターのほうでは、サポート人を受け入れた感覚としては、いかがなものでしょう。

○委員長（宮澤一照） 主査。

○総務課主査（河村さおり） 市民活動支援センター側としては、サポート人さんを受け入れたというよりは、今まで一緒にどういう活動をしていけるかどうかを手探りしているという状態になります。なので、ちょっとこれからという形になります。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて、じゃ総務課のほうとしては、支援センターと一緒にやってきたということで、その辺の感覚はどうでしょう。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 先ほど来同じ話になってしまうんですけども、今までなかなかかわりがなかったところと一緒に今度協力し合って仕事を当然していかなきゃいけないということになりますので、今までの地域コミュニティ振興というふうにやってきたのにプラスになっているわけですので、よく連携して対応していかなきゃいけないというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 町内会長会議と一緒に連携して協力しているということは、非常にまちの中としても助かっていると思うんですね。一番基本である町内会長が支援センターのことを知らないでいるのが私は現実だと思っているんですよ。それをこういった形でつながっていただくことは、まちの中は非常に過疎も進んでいますし、だんだん手が不足している状況でもある中で、町内会長にとにかく入れ知恵でも何でもいいんです。いろんなことを情報を与えていただくことが地域が動くもとだと私は思っていますので、その辺をしっかりとこの1年ちょっと遅くなっちゃうかもしれないんですけど、頑張っていたきたいなというふうに思っていますし、その面では人材が不足なら、ある程度また来年度に向けてそういったものを足していく、増強していくという形が私は妙高市全体の底力になるのではないかなというふうな気持ちも感じています。私は、その面ではまちの中専用のサポート人がいてもいいんじゃないかなという気持ちもありますので、その辺の取り組み、また課長一生懸命頑張っていたいただければと思いますので、一言お願いします。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） ことし新たな体制で動き出し始めておりますので、いろんな課題ですとか、これからまた出てくるというふうに考えています。そこら辺も含めた中で来年度以降、どうやってやったら一番地域の皆さんのためになるのか検討しながら、変えるべきものは変えていければというふうに考えています。

○委員長（宮澤一照） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） ないですか、じゃ俺1個だけ。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（阿部幸夫） 委員長かわります。

宮澤さん。

○宮澤委員（宮澤一照） 大変御苦労さまです。私先般5月18日に地域のこし協力隊と、それから地域サポート人との意見交換会やったときに出了たことは、要は給料面について出たんですよ。これ地域サポート人もそうなんですけれども、やはり今1人しかいないということなんですけれども、やはりそういう方々が努力するに当たっては、ある程度の昇給も必要になってくると思うんですよ。その辺をしっかりとやっぱり念頭に入れないと、今度やっぱり募集かけたって集まりもしない、それじゃやっぱり地域力になってこないと思うんです。必要などころにはやっぱり投資するところって私大事だと思う。だから、要は私の聞くところによると、やっぱりそういう方々もそういう給料面においても生活給にしてもそうだけでも、一生懸命やっているんだけど、やっぱりそれなりの見返りが無い限りは、モチベーションが上がらないということも事実だということをやっぱり聞いています。その辺含めた意見等は聞いておりますか。

○副委員長（阿部幸夫） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今現在の報酬の額は、月額16万円で年間0.8カ月分の期末割り増しを支給させていただいております。年額200万ちょっとの報酬になります。実際今特別交付税でサポート人の費用、人件費も含めて350万

だったと思うんですが、算入されておまして、報酬のほかに通常使う車ですとか、パソコンですとか、当然ガソリン代ですとか、必要な経費はほとんどといいますかね、活動に必要な経費は予算に計上させていただいて、公費で支出させていただいております。全国的に協力隊もそうですし、今の集落支援員という国の言い方をしていますが、私どもも幾ら幾らというふうに明記をして募集をさせていただいているという状況がありますので、今の段階ではそれを引き上げるというのはちょっと難しいかなというふうに考えています。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私はね、その料金とか何かに関してはね、やっぱり総務省にしてもそうだし、いろいろと出ているのも事実だと思うんですよ。私そういうことを聞いているんじゃないで、要するにそういう地域サポート人、それから地域のこし協力隊も含めて、要するに方々からこういう要望が出ているかどうかというのは、課長ではなく、担当は直接そういう話を聞いているかどうか、私それをお聞きしたい、どうでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） はい。総務課地域協働推進係長。

○総務課地域協働推進係長（丸山孝夫） これまでの協力隊、サポート人のほうからそういった具体的な金銭面での不満等は聞いておりません。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私の調べた限りではね、それはちゃんと要望を出していると。それは条例を変えないと要するにそれはできないということまで聞いているということなんです。だから、そういうところの意見がしっかり出ていないからこそ、みんなやめていっちゃう人も出てくるということなんです。いかがですか。

○副委員長（阿部幸夫） はい。総務課地域協働推進係長。

○総務課地域協働推進係長（丸山孝夫） 過去の実績の中でそういう話があったのかもしれませんが、今現在おる方からは、そういったのは聞いておりません。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 本当にそれでいいんですか。

○副委員長（阿部幸夫） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 私も直接的には聞いておりません。ただですね、5月末いっぱいでおやめになった協力隊員のほうですけれども、単身で応募をされて、協力隊として仕事をしていただいたんですけども、途中で結婚されて、御夫婦になられたという状況があります。1人で先ほどの16万何がしの報酬で暮らしていたのが2人分になったということで、きついという話はちょっと本人からじゃなかったと思うんですけど、耳にしたことはあります。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 結局いつ言われたかとか、そういうことじゃないんですよ。ただ、そういうことの要望が出たものに対して、ちゃんと伝達して、そしてそれをまた協議して、そして今後のことにして考えていかなかったら私いけないと思うんですよ。今言った、言わないということは、後でお教えしますよ、こんなところでそんなことを言った、言わないということを言ったら、非常にその人に対する名誉も出てくると思う。だけれども、要望は出している部分はあるんですよ。ある、私の聞く限りは。だから、それは言った、言わないですよ。私たちは聞いていない、課長のところに届いていないかもしれないけれども、担当には話しているかもしれないですよ、これ。それだけの懇願している部分はあるかもしれない。だから、その辺の小さな要するに声なき声を聞かなきゃだめだ。そうしなかったら地域力というのは出てこないし、地域の方々のお話というものにも進んで、ようはモチベーションも上がってこないから、5月31日現在でやめていく人もいる、生活給として。確かに車は支給する、でも家族3

人で育てられるかといったら、そのお金でできるかどうかわからない。しかし、周りから見ると、それは全体的に言ったら400万というのが要するに総務省から出るなんていうふうにも出ているけれども、じゃ実際それが出ているかといったら出ていないかもしれない。その辺のしっかりとした報告も出ていないのも事実なんです。だから、こういうことをね、上越タイムスだとか、いろんなとこへ出て、今回タウン情報にも出ていました。そういうのを見ると、私のとこに返ってきた反響は、要するにいや、あれだけやっているのにね、要はお金は出ているはずなのに、何でそんなこと言うんだというような批判的な回答もあったりとか、もっとやってやらなきゃいけないとか、いろんなすごい今回反響があったんですよ。でも、この地域サポート人の人たちもそうだし、含めて、こういう人たちが一生懸命やることのためのモチベーションを上げる努力というのは、行政で私はやるべきことだと思う。そのためには、声なき声をちゃんと聞き取って、担当がそれを課長に上げる、行政に上げる、そういう必要性って私すごくあると思いますんで、ぜひやるべきだと思いますが、いかがでしょう。課長じゃなくて、担当の方がいいでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 総務課地域協働推進係長。

○総務課地域協働推進係長（丸山孝夫） やはり地域の皆さんと地域づくりを進めていく中では、コミュニケーションというのは十分必要なことかと思えます。したがって、我々とそういった支援員、サポート人とのコミュニケーションもやはりもっともっと深めていかなければいけない、それから現場で活動されている支援員たちの声も聞いていかなきゃいけないというふうに理解させていただきました。コミュニケーションは、定期的にはとっておるんですが、やはりそういった細部までちょっと心配り、気配りをする中で、いろいろ情報交換に努めさせていただいて、お互いが理解できる体制を築いていきたいなというふうに思えます。

○副委員長（阿部幸夫） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今回ね、この所管事務調査で霜鳥委員がですね、出されて、そのときに皆さん方本来は課長だけでもよかったんだと思うんです。だけれども、皆さん方にぜひ来ていただきたいと、この委員会というものは、やっぱりそういう現場の声なき声がどのように聞かれているか、そしてどのように発展されているか、そしていろんな皆さん方の現場の声というものをしっかりと聞くということで、きょうは来ていただいたという部分はありましたんで、ぜひですね、その辺含めた見解、地域の協力、ましてや今回の5月18日のときの意見交換会のときに、佐藤委員からね、町なかの非常に問題が出てきていると。そういう状況の中で、この地域サポート人というの役割がどうなのか、そういう話だっていろいろ出てきたのは事実です。ということは、その人の負担がすごくふえる部分というのはこれから出てくるわけです。だけれども、まだ1人しかいないのが実情だと、その辺を含めた今後のその方の意見と、それからやっぱり募集するんだったらばその辺含めた考え方というのが私は必要だと思いますが、最後に総務課長いかがでしょうか。

○副委員長（阿部幸夫） 課長。

○総務課長（久保田哲夫） 市民活動支援センターとサポート人、それから我々がどういう格好で協力し合って、役割分担し合って取り組んでいったら一番いいのかというのを取りまとめたと思っていますので、その中で必要性が当然どういう役割を担う人が必要だというのが出てくると思いますので、それを後に必要な人を募集していきなりしていきたいというふうに考えます。

○副委員長（阿部幸夫） 委員長かわります。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（宮澤一照） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私これからのことなんですけども、そういう精査をした中でもって、サポート人必要な人を

募集する。募集するに当たって、考え方としては必要において全部何人でもということじゃないと思うんだけど、どのくらい1人なのか、2人なのか、その辺はどのくらいを想定していますか。

○委員長（宮澤一照） 総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今年度の予算は、2人分で見えていますので、今年度もし必要性が出てサポート人ということであれば、予算的には1人分、今お一人いて、もう1人分は予算的にはあります。

○委員長（宮澤一照） これにて所管事務調査を終わります。

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（宮澤一照） 次に、閉会中の継続審査の申し出について協議しますので、執行部の皆様は御退席ください。

〔執行部退席〕

○委員長（宮澤一照） 引き続き閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付の閉会中の継続審査の申し出について（案）をごらんください。

初めに、管内調査について、お諮りします。閉会中において委員会の活動を行うため、配付の資料のとおり申し出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査の申し出については、お手元の配付の資料のとおり申し出することに決定されました。

次に、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

閉会中の所管事務調査については、お手元に配付の資料にも記載しておりませんが、委員、執行部側のいずれからも申し出もありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の管内調査については、申し出しないことに決定されました。

次に、管内視察の日程についてお諮りします。

管内調査については、7月2日月曜日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 御異議なしと認めます。

よって、管内調査は7月2日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了承願います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 閉会中の所管事務調査でなくて、意見交換会等も先ほど要請もしたんですが、ちょっとお諮りをいただければなというふうに思うんですけども、後でしますというのがあった。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） お諮りします。

委員協議会でよろしいでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） じゃ、委員協議会として開催させていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮澤一照） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了いたしました。

これもちまして総務文教委員会を散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 0時25分